平成２５年（フ）第２６６号
奈良県香芝市尼寺２丁目55番地２　シャトー泉10―Ｄ号
債務者　石田　善久
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
奈良県橿原市白橿町４丁目23番４―306号、前住所奈良県磯城郡田原本町大字秦庄536番地
債務者　池田　一弘
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
島根県出雲市天神町826番地５　天神県営住宅新７―716
債務者　原　　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５６号
島根県出雲市古志町1162番地５　県営団地Ⅱ―224
債務者　片岡　幸恵
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３１８号
函館市臼尻町569番地
債務者　成田　千秋
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３２１号
愛知県豊田市一色町一色427番地２、申立時の住所愛知県岡崎市北野町字西山畔44番地３
債務者　シュレスタ　ニランジャンこと　シュレスタ　ニランジャン　クマル
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
愛知県刈谷市一ツ木町３丁目14番地３　エステートＮＯＮ406号
債務者　工藤　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
愛知県西尾市今川町馬捨場50番地　レオパレス西尾いまがわ201号室、前住所三重県四日市市日永２丁目３番46号　レオパレスＧｒａｃｅ104
債務者　結城　利広
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
愛知県岡崎市六名２丁目５―13　エクシール六名105号、住民票上の住所愛知県岡崎市岡町字北保母境24番地１
債務者　**宇**野　美枝
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
奈良県香芝市下田西３丁目10番23号
債務者　山口　加代
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２　202号
債務者　細川　　強
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
奈良県橿原市木原町166番地　レインボウ木原Ｂ棟201号
債務者　古川　伸一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
奈良県大和高田市南陽町１番41号、前住所兵庫県篠山市味間奥1561番地１
債務者　川島　明美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
奈良県香芝市北今市２丁目276番地１　レオネクストエクレール北今市206号
債務者　中川　龍司
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
岐阜県不破郡関ケ原町大字今須782番地の１
債務者　岡野　澄子
法定代理人成年後見人　岡野　成壽
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４３４１号
大阪府守口市梶町４丁目21番９号
債務者　磯上　亜弥
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８０号
大阪市生野区巽中３丁目16番31号
債務者　川西金属こと　川西　正一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部